

○海岸に係る災害復旧事業の二重採択防止 に関する覚書について

〔昭和四十五年十二月九日
建河防発第九六号
四五林野治第二六三四号〕

建設省河川局長、林野庁長官から

都道府県知事、指定市の長あて

災害復旧事業の二重採択防止については、昭和三〇年八月一六日付建河発第三四二号、三〇地局第四五九一号、三〇林野第一二五一八号で通知したところであるが、今回建設、農林両省は、海岸保全区域と、保安林または保全施設地区の区域が平行して存する箇所に災害が発生した場合の災害復旧事業について別紙のような覚書を取り定め、今後の査定においてこれに準拠して実施することとなつたから了知されたい。

つては、貴県におかれても災害復旧事業の申請に当つては、この覚書の趣旨に基づき、いやくも二重に申請することのないよう内部調整を密にし、遺憾なきを期せられたい。

また、この覚書の実施に関する細目は、上記通達の細目に準じて取り扱われたい。

海岸に係る災害復旧事業の二重採択防止についての覚書

建設、農林両省は災害復旧事業の国費の重複支出を防止するため、建設省所管の海岸保全区域と農林省所管の保安林または保全施設地区（以下「保安林等」という。）の区域が平行して存する地域

に災害が発生した場合の災害復旧事業の査定について、下記のとおり協定し、覚書を交換する。

昭和四十五年十二月九日

建設省河川局長 川崎 精一

林野庁長官 松本 守雄

記

- 1 被災箇所が海岸保全区域内にある場合の災害復旧事業は建設省の所管とする。
- 2 被災箇所が保安林等内にある場合の災害復旧事業は農林省の所管とする。
- 3 被災箇所が海岸保全区域と保安林等内にわたる場合においては海岸保全区域内の被災部分の災害復旧事業は建設省の所管とし、保安林等内の被災部分の災害復旧事業は農林省の所管とする。
- 4 災害復旧工事を施行する位置の全部または一部が他の所管する区域に属することとなる場合は、1、2および3にかかわらず特に協議のうえ災害復旧事業の所管を決定するものとする。
- 5 次の各号の一に該当し、1、2および3により難しい場合は、特に協議のうえ、災害復旧事業の所管を決定するものとする。
 - (1) 被害の規模が特に大である場合
 - (2) 海岸保全事業、防潮林造成事業または海岸の災害復旧関連事業もしくは災害助成事業と特に密接な関係がある場合
 - (3) その他、所管を定めることが困難または不適當な場合
- 6 5の(3)の場合において、被災箇所がそれぞれの省の所管の区域に相互に入り組んでいて、それぞれの省の区域内の被災部分の合計延長の比率で被災箇所を二分して所管を定めることが適當であ

ると認められるときは、これによるものとする。

7 昭和三十年七月二十三日付「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」2から4までの規定を準用する。